



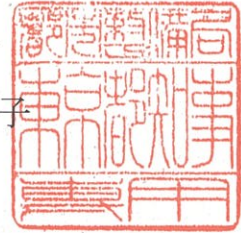
5都市建建第613号
令和 5年 9月25日

〒103-8284
東京都中央区
八重洲1-1-6

(株) 東陽テクニカ

高野 俊也 様

東京都知事 小池 百合子



特定建設業の許可について（通知）

令和 5年 8月 29日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	東京都知事 許可（特一 5）第 156164号
許可の有効期間	令和 5年 9月 25日から 令和 10年 9月 24日まで
建設業の種類	機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 10年 8月 25日
(裏面の注意事項をお読みください。)